

20231106 食品ロス削減の日&フランスの取組

11月に入りました。11月は「霜月」です。もちもちの木で、豆太がじさまのために寒い中を必死で村のお医者様まで駆けたのが霜月でしたね。とにかく、11月は涼しいというより「寒い」というイメージでしたが、今年は違いすぎます。「暑い」のです。「真夏日」「熱中症に注意」「エアコン」どれもこの3連休中の天気予報士の方の言葉です。今年の流行語大賞にノミネートされた言葉の中に「地球沸騰化」もありました。この急激な気候変動の原因とされるものは、どこか遠くの話ではありません。正に日々の私たちの生活の積み重ねに直結している話です。

そうした日常生活の中で、特に日本で問題の一つに挙げられるひとつが「食品ロス」です。その問題に対して海外はどのように捉え、行動を起こしているか、フランスの取組を紹介したいと思います。

皆さん、ご存知でしたか。先月10月は「食品ロス削減月間」で、10月30日は、「食品ロス削減の日」でした。これは、令和元年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」で定められているものです。今、地球全体で生産した食料の3分の1を捨てていると言われています。貧困、気候変動、紛争等で飢餓状態の人が何億人もいるのと同進行で、まだ食べられるものを私たちは凄い勢いで捨てている。そして、これは地球温暖化を加速させています。

こうした状況に対して、フランス政府はスーパーマーケットの食品廃棄を法律で禁止しました。2016年2月3日に制定した「食品廃棄禁止法」です。売り場面積が一定以上の広さがあるスーパーに対して、売れ残った食品を廃棄することを禁じた法律です。売れ残った食品は廃棄せず、

フードバンクなどの団体に寄付したり、飼料としたりして活用します。また、1日180食以上を提供するレストランに対しては、「ドギーバッグ（お持ち帰り容器）」の提供を義務化しています。この法律は、努力目標をいっているのではありません。罰則規定があります。最高で1000万円を超える罰金が科せられるのです。こうした法律は、世界初です。

この法律は、署名サイト「Chenge.org」で21万人の署名が集まったことを受けて制定されたとのことです。これに力を尽くした活動家たちは、この取組をヨーロッパ全土に広めようと活動を広げ、イタリアが後に続きました。わずか21万人の本気の声が、国を動かし、世界にその波を広げようとしています。

パリの会員制の食物雑貨店では、売れ残り食品が、日本円で10～20円で売られています。会員になれるのは低所得者です。所得水準によっては無料になるとのことです。慈善団体のスタッフは、冷凍車で各スーパーを回り、売れ残った食品を受け取っています。食品を提供するスーパー側は、税金が還付される仕組みになっています。

この法律制定後に、売れ残り食品を受け取る慈善団体が、5000以上誕生し、昨年寄付された食品は、1000万食分にもなったとのことです。このことは、とても大切なことです。慈善団体がそもそもあったからこの政策が実現できたというよりも、この法律ができたから慈善活動が活発になったとみるべきでしょう。

今起きている問題に対して、一人一人が真剣に考え行動することで、確実に世界を変えていくことができるのだと思います。だからこそ、子どもたち一人一人の問題意識を磨き、「気づく眼」「感じる心」「考える力」「協働する行動力」を高める教育を学校も家庭も地域もみんなが一体となってすすめる必要があると考えます。